

大町岳陽高等学校同窓会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は大町岳陽高等学校同窓会と称する。

(事務局)

第2条 本会は長野県大町岳陽高等学校（以下、「本校」という。）内に置く。

(目的)

第3条 本会は会員相互の親睦を図るとともに在校生を支援し、母校の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の情報交換事業
- (2) 会員及び在校生の交流と親睦を深める事業
- (3) 母校の名誉を高めた会員及び在校生に対する後援、顕彰事業
- (4) 在校生の学業、スポーツ、文化活動に対する支援事業
- (5) その他、目的を達成するために必要な事業

第2章 会員・組織

(会員)

第5条 本会は正会員及び特別会員で組織する。

- (1) 正会員は、本校に在籍した者、大町高等学校同窓会の会員であった者及び大町北高等学校同窓会の会員であった者とする。
- (2) 特別会員は、本校に在籍した教職員、大町高等学校に在籍した教職員及び大町北高等学校に在籍した教職員とする。

(支部)

第6条 本会は、支部を置くことができる。

- 2 支部は、支部長ほか必要な役員を選び支部会則及び役員名簿等を作成して、会長に報告する。
- 3 支部の運営費は、各支部が負担する。

(部会)

第7条 本会に総務、広報の部会を置き、また、必要に応じて役員会の承認を得て部会を置くことができる。

第3章 役員

(役員)

第8条 本会には次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名（学校長を含む）
- (3) 評議員 若干名
- (4) 監事 2名
- (5) 幹事 若干名

(顧問)

第9条 本会に顧問を置くことができる。

(選任)

第10条 会長、副会長、監事は、役員会の推薦により総会で選任する。

2 評議員は、各地区の推薦により総会で選任する。地区割りについては別に定める。

3 幹事は、会長並びに学校長の推薦により総会で選任する。

(職務)

第11条 会長は本会を代表し、その会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある時はその職務を代行する。

3 評議員は会員の意見を会務に反映する。

4 監事は会務の執行状況、財産の状況を監査し、その結果を総会に報告する。

5 幹事は庶務、会計、その他の会務を処理する。

(任期等)

第12条 役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

2 役員は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(報酬等)

第13条 役員は会務に起因する報酬は受けない。ただしその職務を行うための費用弁償を受けることができる。弁償に関する細則は、総会の決議を経て会長が別に定める。

(事務局)

第14条 本会に事務局を置き、必要に応じて事務局員を置くことができる。

2 事務局員は、幹事の指示の下、庶務、会計、その他の会務を処理する。

第4章 会議

(総会)

第15条 総会は通常総会は年1回、臨時総会は必要なときに開催する。

2 総会の招集は会長が行い、議長は出席した会員の中から選出する。

3 総会の決議は出席者の過半数をもって決し、賛否同数の時は議長の決するところによる。

4 総会の決議事項

(1) 会則の変更

(2) 解散及び合併

(3) 事業計画及び予算

(4) 事業報告及び決算

(5) 役員を選任及び解任、顧問の委嘱

(6) 入会金額

(7) その他必要な事項

(役員会)

第16条 役員会は正副会長及び幹事で構成し、必要なとき開催する。

2 役員会の招集は会長が行い、会長が議長を務める。

3 役員会の決議事項

(1) 総会への提出事項

(2) 役員推薦、解任の発議

(3) 部会の設置及び廃止の承認

(4) その他必要な事項

(評議員会)

第 17 条 評議員会は、各地区から選出された評議員で構成し、必要なとき開催する。

- 2 評議員は各地区内の連絡と要望事項等の把握に努める。
- 3 評議員会の招集は会長が行い、会長が議長を務める。
- 4 評議員は 2 名以上の発議で評議員会の開催を会長に要請できる。
- 5 評議員会の決議は出席者の過半数をもって決し、賛否同数の時は議長の決するところによる。
- 6 評議員会の決議事項
 - (1) 役員の推薦、解任の発議
 - (2) 総会の開催に関すること
 - (3) その他、本会の運営に必要なこと

第 5 章 資産・会計

(資産)

第 18 条 資産は下記の掲げるものをもって構成し、会長の指示の下、幹事が管理する。資産についての必要事項は、総会決議を経て会長が別に定める。

- (1) 入会金（入会時に 8,000 円を納入する）
- (2) その他収入

(会計)

第 19 条 本会の事業会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日までとする。

第 6 章 補則

(細則、規定)

第 20 条 本会則の施行に必要な細則、規定は会長が役員会の決議を経て定め、必要事項は総会の決議を経て定める。

附 則

この会則は 2016 年 6 月 11 日から施行し、2016 年 4 月 1 日から適用する。